

## 新型コロナウイルスの対応について（第 21 報）

2021 年 3 月 8 日

### 東京地区の在宅勤務の期間延長について

政府は首都圏(1 都 3 県)を対象とした緊急事態宣言を 3 月 7 日に解除する予定でしたが、解除後の感染再拡大が懸念されることから、更に 2 週間の期間延長を実施し、3 月 21 日までとすることを決定しました。

当社は今回の緊急事態宣言の期間延長の決定を受け、東京地区において、業務等を継続することを前提とした在宅勤務の期間を 3 月 21 日まで延長することとします。

なお、やむを得ず出勤する場合は、通勤混雑を避けるために、引き続き、始業時間を最大前後 1 時間ずらす範囲での「時差出勤」を認めます。

この「時差出勤」は東京地区以外も認めます。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。